

第87回 定時株主総会 招集ご通知



2021年6月16日（水曜日）
午前10時

日時



東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

場所

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

つけるが、価値。



議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する新株予約権付与の件

郵送による議決権行使期限

2021年6月15日（火曜日）
午後5時20分まで

セメダイン株式会社

証券コード：4999

目次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	9
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー
セメダイン株式会社
代表取締役社長 天 知 秀 介

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月15日（火曜日）当社営業時間の終了の時（午後5時20分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月16日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第87期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 取締役に対する新株予約権付与の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cemedine.co.jp>）において、修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」および「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに個別計算書類の「株主資本等変動計算書」および「注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第87期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当を維持することならびに将来の事業展開に備えた内部留保を確保することを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり10円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、74,897,875円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月17日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	まつもと 松本	ゆうすけ 有祐	(1947年4月22日生)	再任	所有する当社株式の数 66,800株
-----------	---	-------------------	-------------------	---------------	----	-----------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	当社入社	2008年6月	当社常務取締役管理本部長兼人事総務部長
2002年4月	当社H I 事業部長		
2005年4月	当社管理部長（総務担当）	2012年4月	当社常務取締役管理本部長
2006年4月	当社人事総務部長	2014年2月	当社常務取締役管理本部長兼購買部長
2006年6月	当社取締役人事総務部長	2015年4月	当社代表取締役会長（現任）

候補者 番号	2	あまち 天知	ひですけ 秀介	(1956年12月18日生)	再任	所有する当社株式の数 11,900株
-----------	---	------------------	-------------------	----------------	----	-----------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ）入社	2013年6月	同社常務執行役員
		2014年6月	同社取締役常務執行役員
2009年3月	同社カネカロン事業部長	2019年4月	当社顧問
2011年6月	同社執行役員	2019年6月	当社代表取締役社長（現任）

候補者 番号	3	おおつ 大津	いさお 功	(1960年8月25日生)	再任	所有する当社株式の数 1,100株
-----------	---	------------------	-----------------	---------------	----	----------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年12月	鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ）入社	2017年6月	当社取締役営業本部長兼事業戦略室長兼CS推進室長
1994年2月	Kaneka Texas Corporation（現 Kaneka North America LLC）へ出向	2017年8月	当社取締役事業本部長兼営業管理部長兼工業材料部長兼自動車部長
2003年12月	株式会社カネカに復職	2017年10月	当社取締役事業本部長兼営業管理部長兼工業材料部長
2010年4月	Kaneka India Pvt.Ltd. 社長		
2016年4月	PT.Kaneka Foods Indonesia社長	2019年4月	当社取締役事業本部長兼工業材料部長
2017年4月	当社執行役員営業本部長兼事業戦略室長兼CS推進室長	2019年10月	当社取締役事業本部長
		2020年4月	当社取締役営業本部長（現任）

候補者
番号

4

あきもと
秋本まさと
雅人

(1962年1月24日生)

再任

所有する当社株式の数
6,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員技術本部長
2009年10月	当社開発部長	2019年6月	当社取締役技術本部長
2013年4月	当社第二事業部長	2020年4月	当社取締役技術部長（現任）
2015年4月	当社執行役員技術本部長兼開発部長		

候補者
番号

5

いいだ
飯田あきひこ
秋彦

(1964年9月7日生)

新任

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ）入社	2017年4月	同社Performance Polymers Solutions Vehicle総括グループリーダー
2011年3月	同社化成事業部管理グループリーダー		—
2015年5月	同社電材事業部総括グループリーダー	2021年4月	当社社長付（現任）
2016年4月	同社経営企画部事業統括グループリーダー		—

候補者
番号

6

しおた
塩田ひろあき
裕啓

(1968年10月4日生)

新任

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月	鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ）入社	2016年4月	同社エンジニアリング部企画担当
		2016年11月	当社生産企画戦略室長付部長
2014年4月	Kaneka North America LLCへ出向	2017年8月	当社生産・物流本部長付部長
2015年4月	株式会社カネカ生産技術部技術室企画担当	2020年4月	当社生産部生産技術グループリーダー兼生産部長付部長（企画担当）（現任）

候補者
番号

7

おいかわ
及川

たかお
隆夫

(1947年11月7日生)

再任

社外

所有する当社株式の数
24,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月	日本コンクリート工業株式会社入社	2007年 7月	日本コンクリート工業株式会社執行役員
2003年 4月	日コン丸五販売株式会社取締役東京支店長	2009年 6月	同社取締役執行役員
2005年 4月	東日本日コン株式会社代表取締役社長	2015年 6月	当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

製造業における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、引き続き当該経験および実績を活かして、当社の経営全般に対し適切な助言を行っていただくこと、ならびに客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督していただけることを期待し、社外取締役候補者としております。

候補者
番号

8

こまち
小町

ちはる
千治

(1957年 4月22日生)

再任

社外

所有する当社株式の数
19,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	三井物産株式会社入社	2006年 4月	欧州三井物産株式会社
1998年 1月	ドイツ三井物産有限公司デュッセルドルフ本店	2010年 4月	三井物産株式会社機能化学品本部長補佐
2002年 4月	三井物産株式会社合成樹脂第二部包装材料室長	2010年12月	株式会社ゆうちょ銀行入行
2004年 4月	同社関西支社業務部長	2011年 4月	同行執行役
		2012年 4月	同行常務執行役
		2015年 6月	当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

総合商社における海外事業を含む豊富な職務経験と、金融機関における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、引き続き当該経験および実績を活かして、当社の経営全般に対し適切な助言を行っていただくこと、ならびに客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督していただけることを期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 及川隆夫氏および小町千治氏は、当社の社外取締役に就任してから6年になります。
3. 当社は、及川隆夫氏および小町千治氏との間で、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合は、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し負担することになる損害を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、当該損害が被保険者の故意または重過失に起因して生じた場合を除く)。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役に対する新株予約権付与の件

当社は、2008年6月27日開催の第74回定時株主総会においてご承認いただいた「年額2千4百万円以内」の範囲内で、取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストック・オプション制度を継続すべく、下記新株予約権の内容につき、あらためてご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社は、取締役会の決議により定めた「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」のとおり、当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを、当社取締役を対象として発行するものであります。

記

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

100個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

- (3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割当てる日の翌日から20年以内とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
 - ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件
- ① 当社は、新株予約権者が(7)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により年度前半は経済活動が大幅に制限され企業収益、個人消費ともに減速しましたが、第3四半期以降は企業活動の再開や政府・自治体による政策効果により景気に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、年末にかけて感染が再拡大し年明けには緊急事態宣言が再発出されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。また各国でワクチン接種が始まり一部の国で経済が正常化しつつありますが、国や地域によって回復に大きな差があり、世界経済は先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、建築土木関連業界では新設住宅着工戸数の前年割れが続くなど低調に推移いたしました。工業関連業界では、年度前半は世界的な経済活動の停滞によりあらゆる分野で需要が低迷しましたが、第3四半期以降は中国や北米などで自動車や家電、電子機器の生産が回復に向かいました。一般消費者関連業界では、コロナ禍における外出自粛や在宅勤務の広がりなど行動様式の変化に伴い、DIY関連の消費が堅調に推移しました。

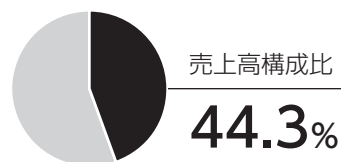
このような状況のもと当社グループでは、取引先関係者や従業員と家族の健康と安全を最優先に考え、オンラインでの商談やテレワーク・時差通勤の実施などにより感染防止と企業活動の両立を図るとともに、継続的なコストの抑制や事業ポートフォリオの再構築、コロナ後を見据えた業務改善活動などに取り組み、企業競争力の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当期の売上高は25,759百万円（前期比6.9%減）となりましたが、原価低減や経費の抑制に努めた結果、営業利益は1,522百万円（前期比24.4%増）、経常利益は1,518百万円（前期比29.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,063百万円（前期比33.5%増）となりました。

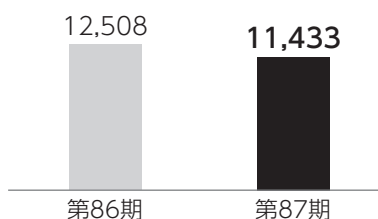
以下、当期における市場別販売状況をご報告申し上げます。

[建築土木関連市場]

内外装タイル用接着剤「セメダインタイルエースシリーズ」の拡販に努めたほか、大手ハウスメーカー向けに高付加価値シーリング材を提案するなど、積極的な販売活動を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大による新設住宅着工の落ち込みやリフォーム需要の減少、大型物件の改修工事延期などの影響により、売上高は11,433百万円（前年同期比8.6%減）となりました。



■ 売上高 (百万円)

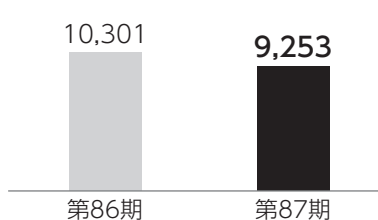


[工業関連市場]

自動車各社の国内外での生産回復に伴い、車載用途を中心に第3四半期以降は売上が急速に回復しており、またモバイルデバイスのディスプレイなど電機・電子部品向け売上も回復傾向にあります。年度前半の落ち込みの影響が大きく、売上高は9,253百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

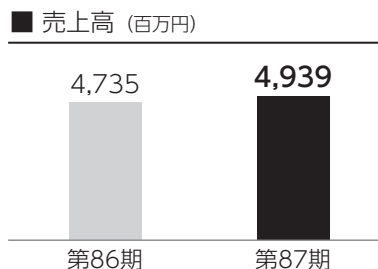
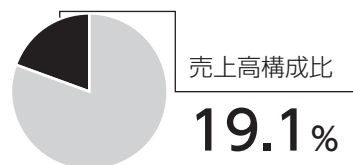


■ 売上高 (百万円)



〔一般消費者関連市場〕

DIY需要の拡大を受け、補修用接着剤やシーリング材などホームセンター向けの売上が増加したことや、1分で固定できる仮止め不要の超多用途接着剤「セメダインスーパーXデュオ」を新発売するなど拡販に努めた結果、売上高は4,939百万円（前年同期比4.3%増）となりました。



その他の売上は不動産賃貸収入であります。賃貸収入は132百万円（前期比3.3%増）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当期における企業集団の設備投資の状況につきましては、総額304百万円で、その主なものは、当社および関係会社の接着剤製造設備であります。

なお、所要資金は自己資金によっております。

(3) 対処すべき課題

世界経済は新型コロナウイルスワクチン接種や新しい生活様式に対応した需要創出など徐々に明るい兆しが見え始めているものの、コロナ収束の時期は未だ鮮明ではなく、先行きの不透明感が続いております。このような中でグローバルサプライチェーンが見直される一方、CASEや5Gなど革新技術は更に進むことが予想され、変化の兆しを捉え対応していくことがより重要になっております。

また、地球温暖化や海洋プラスチックなどの環境問題、働き方改革・カーボンニュートラル・リサイクル・エシカル消費などの社会課題を背景に、国連の提唱するSDGsを積極的に導入するなど、企業はESG経営を推進する傾向が高まっております。

このような経営環境において、当社グループはSDGsに沿った社会貢献を追求しながら、持続的な成長を果たし、企業としての存在価値を向上させるため、以下の事項を主な課題として位置付け、積極的に取り組んでまいります。

① 技術開発とマーケティングが牽引する持続可能な成長

先端技術を駆使した次世代接着の製品開発力を生かし、市場ニーズに即した技術テーマ群を推進します。併せて、技術開発とマーケティングの連携強化により最適なビジネスモデルを構築し、事業ポートフォリオの変革を進めます。

② グローバル市場での事業拡大

非連続な成長のモメンタムを海外に求め、市場に適合した製品開発と推進体制の強化を図り、グローバル経営体制の整備に取り組み、事業展開のスピードと効率性を高めます。

③ 事業の収益力強化

重点分野・成長分野への経営資源のシフト、働き方改革やDXによる業務改革、製品競争力強化のための設備投資や原価低減、サプライチェーンマネジメントの改革などにより、事業基盤の強化を図ります。

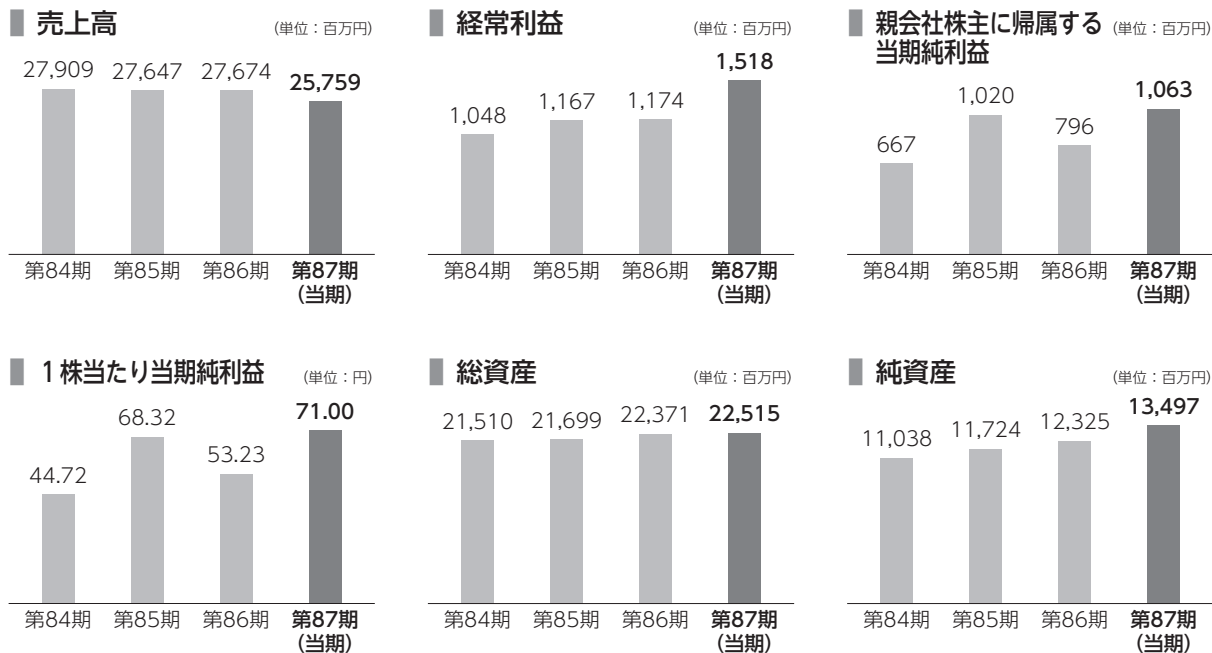
当社グループは、接着市場でユニークな製品、技術、サービスを提供することにより、社会課題を解決し、人々の暮らしを支えるため、さまざまな経営課題にグループ一丸となって対処し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第84期	第85期	第86期	第87期 (当期)
	(自 2017年4月 至 2018年3月)	(自 2018年4月 至 2019年3月)	(自 2019年4月 至 2020年3月)	(自 2020年4月 至 2021年3月)
売 上 高 (百万円)	27,909	27,647	27,674	25,759
経 常 利 益 (百万円)	1,048	1,167	1,174	1,518
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	667	1,020	796	1,063
1 株当たり当期純利益 (円)	44.72	68.32	53.23	71.00
総 資 産 (百万円)	21,510	21,699	22,371	22,515
純 資 産 (百万円)	11,038	11,724	12,325	13,497

<ご参考>



(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への出資比率	当社との関係内容
株式会社カネカ	33,046百万円	54.87%	親会社製品を接着剤の原材料として仕入れ、親会社から出向者の派遣を受けております。

(注) 当社と親会社との間では、当社の重要な財務および事業の方針に関する一部の事項について、決定に先立って事前協議することを合意しておりますが、当社は当該協議の結果を踏まえて当社独自の経営判断で最終的な決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 親会社との取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関しては、株主平等原則に反しないように、また当社や株主共同の利益を害さないように、取引の重要性や性質に応じて、経済的合理性を確保して実施することとしております。これらの取引は、取締役会等が当社内の決裁規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題はないものと考えております。

③ 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
セメダインケミカル株式会社	40百万円	100.0%	接着剤の製造販売
セメダイン販売株式会社	10百万円	100.0%	接着剤の販売
セメダイン化工株式会社	10百万円	100.0%	接着剤の製造販売
台湾施敏打硬股份有限公司	12,500千台湾ドル	60.0%	接着剤の製造販売
思美定（上海）貿易有限公司	140百万円	100.0%	接着剤の販売
CEMEDINE PHILIPPINES CORP.	20,450千フィリピンペソ	100.0%	接着剤の製造販売
CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	10,000千バーツ	50.5%	接着剤の製造販売

(注) 1. 重要な子会社は、資本金、総資産、売上高等を参考に選択いたしました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④ 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
ASIA CEMEDINE CO.,LTD.	30,000千バーツ	44.0%	接着剤の製造販売
CEMEDINE NORTH AMERICA LLC	2,050千米ドル	49.0% (49.0%)	接着剤の製造販売

(注) 「当社の出資比率」欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(6) 主要な事業内容

接着剤、シーリング材などの製造および販売

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区	茨 城 工 場	茨 城 県 古 河 市
大 阪 事 業 所	大 阪 市 中 央 区	三 重 工 場	三 重 県 亀 山 市
名 古 屋 事 業 所	名 古 屋 市 中 区	衣 浦 工 場	愛 知 県 碧 南 市
開 発 セ ン タ ー	茨 城 県 古 河 市		

(注) 上記のほか、札幌、仙台、福岡に営業所があります。

② 子会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダインケミカル 株 式 会 社 (本社および工場)	岡 山 県 加 賀 郡	台 湾 施 敏 打 硬 股 份 有 限 公 司 (本社および工場)	台 湾 新 北 市
セメダイン販売 株 式 会 社 (本 社)	横 浜 市 港 北 区	思 美 定 (上 海) 貿 易 有 限 公 司 (本 社)	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
セメダイン化工 株 式 会 社 (本社および工場)	茨 城 県 古 河 市	CEMEDINE PHILIPPINES CORP. (本社および工場)	フィリピン共和国 カビテ州
セメダイン化工 株 式 会 社 (工 場)	茨 城 県 常 総 市	CEMEDINE (THAILAND) CO.,LTD. (本社および工場)	タイ王国バンコク市

(注) 2021年4月1日付でセメダイン販売株式会社は、東京都品川区に移転しました。

③ 関連会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
ASIA CEMEDINE CO.,LTD. (本社および工場)	タイ王国バンコク市	CEMEDINE NORTH AMERICA LLC (本社および工場)	アメリ合衆国 オハイオ州

(8) 従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
559 (171)	増4 (減7)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（顧問、嘱託、準社員、パートタイマー、派遣社員）は（ ）内に当期の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

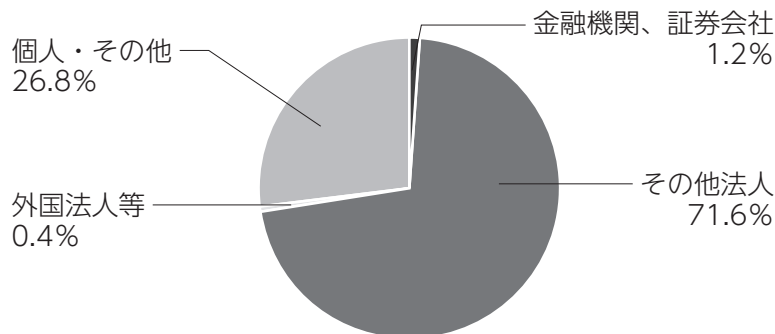
(2) 発行済株式の数

14,979,575株
(自己株式187,425株を除く)

(3) 株主数

3,893名

■所有者別分布状況（株式数比率）



(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 カ ネ カ	8,218,700	54.87
セ メ ダ イ ン 共 栄 会	1,387,300	9.26
日 本 ウ イ リ ン グ 株 式 会 社	510,000	3.40
株 式 会 社 L I X I L	300,000	2.00
ア ジ ア ケ ン デ ィ ャ パ ン 株 式 会 社	205,000	1.37
三 木 産 業 株 式 会 社	200,000	1.34
セ メ ダ イ ン 従 業 員 持 株 会	160,740	1.07
黒 川 貴 美 子	135,000	0.90
ジ ェ イ ア ン ド エ ス 保 険 サ ー ビ ス 株 式 会 社	125,000	0.83
中 央 商 工 株 式 会 社	99,000	0.66

(注) 持株比率については、自己株式（187,425株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
※取締役会長	松本有祐	
※取締役社長	天知秀介	
取締役	栢野宣昭	管理部長
取締役	香西正博	SCM部長兼生産部長
取締役	大津功	営業本部長
取締役	秋本雅人	技術部長
取締役	及川隆夫	
取締役	小町千治	
監査役（常勤）	堀江康信	
監査役	細野幸男	キュービーネットホールディングス株式会社 常勤監査役
監査役	渡辺政宏	公認会計士
監査役	水川聡	祝田法律事務所弁護士 株式会社東京衡機社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役のうち及川隆夫、小町千治の2氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち細野幸男、渡辺政宏、水川聡の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役渡辺政宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任の限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって負担することになる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して当該責任が生じた場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、独立社外役員および取締役会の決議によって選任された取締役で構成する報酬委員会での審議を踏まえ、報酬等の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社のミッションを実現し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しい報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の担当職務に対する実績を評価して定める基本報酬と会社業績に応じて支給する業績連動報酬および株主とリスクを共有する観点から導入された株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は、基本報酬のみとする。

監査役（社外監査役含む）の報酬等は、基本報酬のみとする。

②取締役の報酬等の構成および決定方針

取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬およびストック・オプションで構成されており、それぞれの内容は以下のとおりです。

報酬等の種類	報酬等の内容
基本報酬	金銭による月例の固定報酬とする。金額は、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、社会情勢等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
業績連動報酬	毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する利益連動給与とする。金額は、取締役月額給与額×利益連動給与支給月数で算定し、利益連動給与の支給月数の基準については、過去の当社グループの業績等を参考に、目標とする経営指標や経営戦略等を基に、当社の持続的な成長等も勘案し決定する。
ストック・オプション	毎年、一定の時期にストック・オプションとして行使期間を20年以内とする新株予約権を付与する。付与する新株予約権の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	136	96	16	23	6
監査役(社外監査役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	19	19	—	—	2
社外監査役	23	23	—	—	3

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)の使用人分給与を64百万円支払っております。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は営業利益(連結)であり、その実績は1,522百万円であります。当該指標を選択した理由は、いわゆる“本業で稼いだ利益”を基準にすることで短期業績を向上させる意欲を高め、企業価値向上への貢献度を測ることができるからであります。業績連動報酬の額は、取締役月額給与額×利益連動給与支給月数で算定し、利益連動給与の支給月数の基準については、過去の当社グループの業績等を参考に、目標とする経営指標や経営戦略等を基に、当社の持続的な成長等も勘案し決定しております。
3. スtock・オプションの内容等は、「(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針」および当社ウェブサイトで開示している《会社の新株予約権等に関する事項》「(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第76回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です（うち、社外取締役は0名）。
- また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月27日開催の第74回定時株主総会において、ストック・オプションについて年額24百万円以内、個数年100個以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第74回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等との兼職の状況

氏名	兼職の状況	他の法人等と当社の関係
細野 幸男	キュービーネットホールディングス株式会社 常勤監査役（社外役員）	特別の関係はありません。
渡辺 政宏	公認会計士	特別の関係はありません。
水川 聡	祝田法律事務所弁護士 株式会社東京衡機社外監査役（社外役員）	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
及川 隆夫	15回中 15回	出身分野である製造業の知識・見地から、適宜助言・提言等を行っております。特に、コーポレート・ガバナンスや取引上のリスクや懸念点について積極的に意見を述べ、提言を行っております。
小町 千治	15回中 15回	総合商社および金融機関で培われた知識・見地から、適宜助言・提言等を行っております。特に、海外子会社、または海外の法規制や税務等に関するリスクや懸念点について積極的に意見を述べ、提言を行っております。

社外監査役

氏名	出席状況	主な活動状況
細野 幸男	取締役会：15回中 14回 監査役会：19回中 19回	企業経営および監査役の経歴によって培われた知識・見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。
渡辺 政宏	取締役会：15回中 15回 監査役会：19回中 19回	公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。
水川 聡	取締役会：15回中 15回 監査役会：19回中 19回	弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

(7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 27百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
27百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。これらの場合は、取締役会と監査役会との間でその理由等について意思疎通を図るとともに、株主総会参考書類にその理由を記載します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、事実関係を確認の上、会計監査人の解任の是非について審議し、決定します。解任する場合は、監査役全員の同意によってこれを行い、その旨および理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,985,991	流動負債	7,630,985
現金及び預金	5,987,114	支払手形及び買掛金	4,120,431
受取手形及び売掛金	6,615,003	電子記録債務	1,842,389
電子記録債権	1,334,281	未払法人税等	293,569
商品及び製品	1,930,357	賞与引当金	365,661
仕掛品	209,672	その他	1,008,933
原材料及び貯蔵品	755,356	固定負債	1,387,393
その他	170,744	繰延税金負債	43,770
貸倒引当金	△16,537	退職給付に係る負債	952,967
固定資産	5,505,085	その他	390,654
有形固定資産	4,040,864	負債合計	9,018,378
建物及び構築物	1,927,741		
機械装置及び運搬具	742,896	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	245,457	株主資本	12,838,831
土地	1,055,315	資本金	3,050,375
建設仮勘定	69,453	資本剰余金	2,588,157
無形固定資産	222,138	利益剰余金	7,261,566
のれん	39,582	自己株式	△61,267
借地権	62,689	その他の包括利益累計額	171,428
ソフトウェア	98,449	その他有価証券評価差額金	120,424
ソフトウェア仮勘定	7,978	為替換算調整勘定	44,463
その他	13,439	退職給付に係る調整累計額	6,540
投資その他の資産	1,242,082	新株予約権	69,622
投資有価証券	734,093	非支配株主持分	417,663
繰延税金資産	302,990		
その他	206,928	純資産合計	13,497,545
貸倒引当金	△1,930		
繰延資産	24,845	負債及び純資産合計	22,515,923
開発費	24,845		
資産合計	22,515,923		

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	25,759,424
売上原価	18,218,159
売上総利益	7,541,264
販売費及び一般管理費	6,019,120
営業外収益	1,522,143
受取利息	1,792
受取配当金	22,611
持分法による投資利益	2,061
為替差益	8,840
その他	49,258
営業外費用	
支払利息	49
支払補償費	12,348
売上割引	52,477
その他	23,488
経常利益	1,518,345
特別利益	
出資金清算益	15,880
雇用調整助成金	26,529
固定資産売却益	412
特別損失	
固定資産除売却損	5,853
投資有価証券評価損	4,549
休業手当	31,884
税金等調整前当期純利益	1,518,879
法人税、住民税及び事業税	404,481
法人税等調整額	2,660
当期純利益	1,111,737
非支配株主に帰属する当期純利益	48,228
親会社株主に帰属する当期純利益	1,063,509

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,593,482	流動負債	7,514,971
現金及び預金	4,309,617	支払手形	468,124
受取手形	1,470,261	電子記録債権	2,218,503
電子記録債権	1,327,225	買掛金	3,395,270
売掛金	5,015,329	未払金	199,367
商品及び製品	1,669,878	未払費用	420,918
仕掛品	193,777	未払法人税等	222,302
材料及び貯蔵品	521,821	未払消費税等	151,068
前払費用	43,435	賞与引当金	356,384
短期貸付金	2,280	設備関係支払手形	46,515
未収入金	1,011,477	その他	36,514
その他金	29,377	固定負債	1,248,652
貸倒引当金	△999	退職給付引当金	888,844
固定資産	4,925,714	長期未払金	3,613
有形固定資産	2,979,260	長期預り保証金	356,193
建物	1,524,253	負債合計	8,763,623
構築物	86,800	(純資産の部)	
機械及び装置	503,231	株主資本	11,565,527
車両運搬具	15,047	資本金	3,050,375
工具、器具及び備品	216,409	資本剰余金	2,686,024
土地	633,268	資本準備金	2,676,947
建設仮勘定	250	その他資本剰余金	9,076
無形固定資産	172,474	利益剰余金	5,890,395
借地権	57,779	利益準備金	158,000
ソフトウェア	94,052	その他利益剰余金	5,732,395
ソフトウェア仮勘定	7,978	資産圧縮積立金	81,864
その他	12,664	別途積立金	3,500,000
投資その他の資産	1,773,979	繰越利益剰余金	2,150,531
投資有価証券	663,987	自己株式	△61,267
関係会社株式	473,291	評価・換算差額等	120,424
関係会社出資金	140,000	その他有価証券評価差額金	120,424
繰延税金資産	303,519	新株予約権	69,622
その他の金	194,792	純資産合計	11,755,573
貸倒引当金	△1,611	負債及び純資産合計	20,519,197
資産合計	20,519,197		

損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

科 目		金	額
		千円	千円
売 上	高 価		22,774,660
売 上 原 価	価 値		16,437,335
売 上 総 利 益	益		6,337,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		5,305,132
営 業 外 収 益	益		1,032,192
受 取 利 息	金	61	
受 取 配 当	金	302,897	
そ の 他	他	52,547	355,506
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	金	48	
支 払 補 償 費	費	12,348	
売 上 割 引	引	52,072	
そ の 他	他	17,221	81,691
経 常 利 益	益		1,306,006
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	49	
出 資 金 清 算 益	益	15,880	
雇 用 調 整 助 成 金	金	24,975	40,905
特 別 損 失	損		
固 定 資 産 除 却 損	損	5,853	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	4,549	
休 業 手 当	当	30,330	40,733
税 引 前 当 期 純 利 益	益		1,306,178
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税	311,527	
法 人 税 等 調 整 額	額	8,094	319,622
当 期 純 利 益	益		986,556

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

セメダイン株式会社
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 神 戸 宏 明 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小 池 利 秀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セメダイン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セメダイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

セメダイン株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 神戸 宏明 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小池 利秀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セメダイン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、対面形式の他、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン形式の手段も活用し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、対面形式の他、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン形式の手段も活用し、取締役、監査室その他使用人、子会社、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、金融商品取引法等に定める財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東邦監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

セメダイン株式会社	監査役会	
常勤監査役	堀江康信	Ⓔ
社外監査役	細野幸男	Ⓔ
社外監査役	渡辺政宏	Ⓔ
社外監査役	水川聡	Ⓔ

以上

《会場ご案内図》

大崎ブライツコアホール

OSAKI BRIGHT CORE HALL

東京都品川区北品川5-5-15

大崎ブライツコア 3F

Tel. 03-5447-7130

◎JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン
りんかい線「大崎」駅より徒歩8分

- ①南改札口を出ます
- ②改札を出て左手、新東口方向に歩きます
- ③正面に見えるエスカレーター（階段）
またはエレベーターで1階に降ります
- ④しばらく道なりに進み、小関橋を渡ります
- ⑤スターバックスを通り過ぎて、
1階にセブンイレブンがある建物です

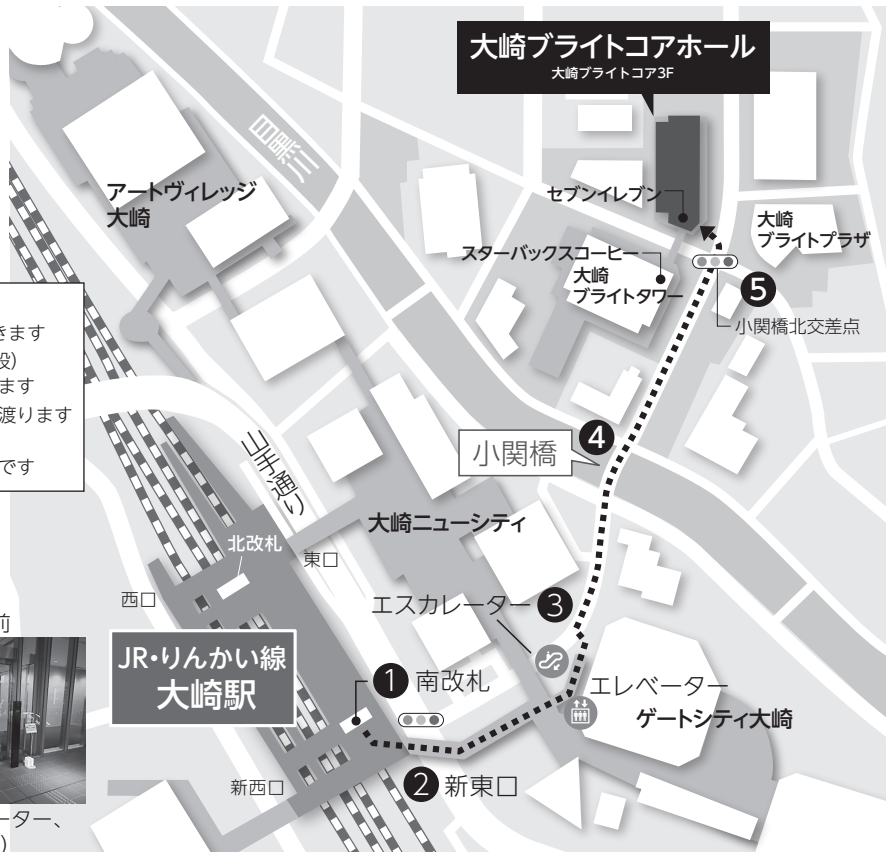
建物・外観



3階・自動扉前



(正面にある3階止まりのエレベーター、
エスカレーターでお越しください)



※会場手前にある大崎ブライツタワーとお間違えのないようご注意ください。

株主総会開催時点での新型コロナウイルスの感染状況や健康状態にご留意いただいたうえで、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

